

令和8年 3月23日から

令和8年 3月23日まで

標 茶 町 議 会
第 2 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和8年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

第 1 号（3月23日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第27号 令和8年度標茶町一般会計予算	4
閉議の宣告	8
閉会の宣告	8

令和8年標茶町議会第2回臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和8年3月23日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第27号 令和8年度標茶町一般会計予算

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君 | 2番 櫻井 一隆 君 |
| 3番 本多 耕平 君 | 4番 鈴木 裕美 君 |
| 5番 鴻池 智子 君 | 6番 齊藤 昇一 君 |
| 7番 黒沼 俊幸 君 | 8番 長尾 式宮 君 |
| 9番 松下 哲也 君 | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君 | 12番 菊地 誠道 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|------------|----------|
| 町 長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 副 町 長 | 牛崎 康人 君 |
| 総務課 長 | 長野 大介 君 |
| 企画財政課 参事 | 石黒 敬一郎 君 |
| 行財政改革推進室 長 | 内藤 政夫 君 |
| 町民課 長 | 三船 英之 君 |
| 保健福祉課 長 | 浅野 隆生 君 |
| 農林課 長 兼 | 村山 尚 君 |
| 農委事務局 長 | |
| 観光商工課 長 | 石川 淳 君 |
| 育成牧場 長 | 山崎 浩樹 君 |
| 建設水道課 長 | 菊地 誠 君 |
| 病院事務 長 | 伊藤 順司 君 |

病 院 参 事	村 山 新 一 君
やすらぎ園長	若 松 務 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	神 谷 学 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社会教育課長兼	菊 地 将 司 君
中央公民館長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	齋 藤 和 伸 君
議 事 係 長	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和8年標茶町議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

2番・櫻井君、 3番・本多君、 4番・鈴木君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) (登壇) 第2回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてであります。第1回定例会町議会でご提案申し上げた令和8年度一般会計予算に所要の修正を加えましたので、再度ご審議の上、議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。令和8年第1回定例会後から昨日までの一般行政事務

及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解
いただきたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第27号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第27号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君）（登壇） 議案第27号の提案内容について、ご説明申し上げます。

議案第27号は令和8年度標茶町一般会計予算であります。先の第1回定例町議会において、議案第19号としてご提案したものについて、頂戴したご意見を慎重に検討し、所要の修正を行い、再度提案させていただくものです。

なお、議案第19号において、説明済みの部分は重複を避け、修正部分のみの説明とさせていただきますことをご理解をお願いします。

また、別冊の予算説明資料につきましては説明を省略させていただきたく、お目通しの上、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、予算書1ページをお開きください。

令和8年度標茶町一般会計予算

令和8年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110億2,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

16億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、内容については歳入歳出予算事項別明細書に従い、変更になった箇所を中心に説明いたします。

まず、歳出の明細について、ご説明いたします。

91ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから6ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

続いて、7ページをお開き願います。

第2表 継続費でございます。

7ページは変更ありませんが、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業。総額は1億3,962万2,000円で、年割額は8年度が2,416万6,000円、9年度が1億1,545万6,000円とするものです。

144ページをお開き願います。

「継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書」であります。

144ページについても変更はありませんが、3款民生費、2項児童福祉費、事業名みどり認定こども園防音事業。事業年度は7年度と8年度であります。計の欄で説明させていただきます。年割額の計10億2,174万6,000円。財源内訳ですが、国道支出金5億4,802万9,000円、地方債は4億6,450万円、一般財源を921万7,000円。前年度末までの支出(見込)額は2億8,892万円、当該年度支出予定額7億3,282万6,000円、当該年度末までの支出予定額10億2,174万6,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが、7年度28.3%、8年度71.7%、計100%とするものです。

続いて、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業。初めに、7年度から8年度までの分であります。年割額1億6,060万6,000円、財源内訳ですが、国道支出金1億1,242万4,000円、地方債は4,810万円、一般財源を8万2,000円。前年度末までの支出(見込)額は2,780万6,000円、当該年度支出予定額1億3,280万円、当該年度末までの支出予定額1億6,060万6,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが、7年度17.3%、8年度82.7%、計100%とするものです。続いて、8年度から9年度までの分であります。年割額1億3,962万2,000円、財源内訳ですが、国道支出金9,773万5,000円、地方債は4,180万円、一般財源を8万7,000円。当該年度支出予定額2,416万6,000円、当該

年度末までの支出予定額2,416万6,000円。翌年度以降支出予定額は1億1,545万6,000円、継続費の総額に対する進捗率ですが、8年度17.3%、9年度82.7%、計100%とするものです。

8ページをお開きください。

第3表 債務負担行為でございます。

8ページについても変更はありませんが、事項はパソコンLAN機器導入費、期間は令和8年度から令和12年度、限度額につきましては利子32万3,000円を含み、734万8,000円とするものです。

145ページをご覧ください。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」でございます。

一番上のパソコンLAN機器導入費から、149ページをご覧ください。

この表の一番最後になりますけども、一番下になりますが、学校給食調理業務までの42件の設定でございます。

149ページの合計の欄で説明させていただきます。

債務負担行為の限度額を7億2,434万8,000円、前年度末までの支出(見込)額を3億6,240万4,000円、当該年度以降の支出予定額3億6,194万4,000円、このうち令和8年度の支出予定額、括弧内の金額ですが、1億4,493万9,000円、財源内訳ですが、国道支出金1,614万4,000円、その他で668万2,000円、一般財源を3億3,911万8,000円とするものです。

9ページをご覧ください

第4表 地方債でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、限度額を6億900万円。内訳ですが、みどり認定こども園防音事業4億2,080万円、虹別64線道路改良4,000万円、中茶安別3線道路改良2,000万円、標茶中茶安別線道路改良4,850万円、医師確保対策5,100万円、子ども医療費助成1,600万円、森林整備対策事業1,270万円となりますが、さっきの提案との比較では、虹別64線道路改良と中茶安別3線道路改良を追加しております。

起債の方法でございますが、証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法でございますが、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

続いて、2 公共施設等適正管理推進事業、限度額を1,800万円、厚生本通り舗装補修事業の起債の分です。先の提案に対しては皆増となっております。起債の方法でございますが、証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法でございますが、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるというものです。合計でございますが、限度額6億2,700万円とするもので、先の提案との比較では、7,800万円の追加となっております。

150ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。前々年度末現在高135億4,124万7,000円、前年度末現在高見込額129億2,206万3,000円、当該年度中起債見込額6億2,700万円、当該年度中元金償還見込額14億7,340万4,000円、当該年度末現在高見込額でございますが、120億7,565万9,000円とするものです。先の提案との比較では、当該年度中起債見込額と当該年度末現在高見込額にそれぞれ7,800万円を追加しております。

以上で、議案第27号の提案内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第27号は、直ちに、議長を除く11名で構成する「令和8年度標茶町一般会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案第27号は、議長を除く11名で構成する「令和8年度標茶町一般会計予算審査特別委員会」に付託をし、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午後 0時03分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま令和8年度標茶町一般会計予算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議案27号の審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第27号

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

議案第27号に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第27号を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、令和8年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(午後 0時05分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 2 番 櫻 井 一 隆

署名議員 3 番 本 多 耕 平

署名議員 4 番 鈴 木 裕 美